

沖の鳥島のサンゴから種苗生産した稚サンゴ

CONTENTS

○漁業の安全操業対策について	漁政部企画課	2
○漁業法等法改正の具体的な施行内容について	漁政部企画課・漁政部水産経営課	3
○サンゴ増養殖技術の開発について	漁港漁場整備部整備課	5
○国際捕鯨委員会(IWC)の将来に関する中間会合の結果について	資源管理部遠洋課	6
○マグロ類RFMO議長会議の結果について	資源管理部国際課	6
回遊魚	資源管理部管理課 資源管理推進室長 内海 和彦	7
平成20年3月分のプレスリリース		8

○漁業の安全操業対策について

漁政部企画課

はじめに

漁業就業者は、この10年間で約3割減少し約21万人（平成18年）となっています。また、漁業就業者（男性）の3割以上が65歳以上と高齢化が進展しています。このように漁業就業者の減少・高齢化が進展する中で、将来にわたり、国民に対して水産物を安定的に供給していくことが課題です。

今後10年間の水産に関する各種施策の基本となる計画であり、昨年3月に閣議決定された新たな水産基本計画では、水産物の自給率を平成29年までに65%（平成17年には57%）にあげる目標を掲げ、水産物の安定供給を担う効率的かつ安定的な経営体を育成していくこととしていますが、このような水産物の自給率向上等の施策も、漁業が安全に働くことができる労働・職場環境であることが前提です。

1 漁業の高い労災(事故)発生率

漁業の労働災害は、他産業と比べてその発生率が7倍以上となっており、労働災害が多いことが漁業の産業特性の一つとなっています。

●労働災害統計での4日以上休業及び死亡した災害の分率（2004年）

漁業（海面漁業） 18.2パーミル
 鉱山を除く全産業平均 2.5パーミル

また、漁船の海難及び人身事故は、全国各地で発生しており、一漁業者の自己責任の範囲内で解決できる問題でなく、産業の安全な労働環境の改善や持続的な人材確保の観点から、政策的に事故防止策を講じていく必要があります。

そのような観点から、本基本計画においても、「漁業労働環境の改善として、災害発生が特に多い漁ろう作業中の安全の確保に重点を置き、安全操業の徹底、救命胴衣の着用や漁業無線の活用により海難事故の防止を図る。」旨規定したところです。

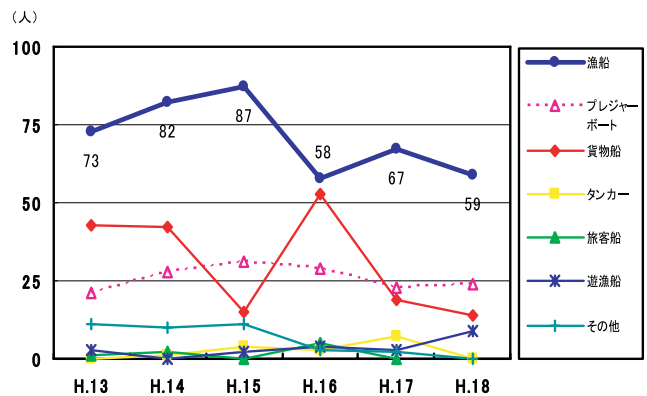
2 新たな漁船安全操業対策

漁業労働は、狭く動揺する作業場で行われ、他の労働環境とくらべて極めて特殊な状況下にあることから、毎年多くの労災を発生させています。更に今後の漁業者の高齢化の進展によって、労災の発生頻度や重大な労災の発生が多くなることが危惧されます。

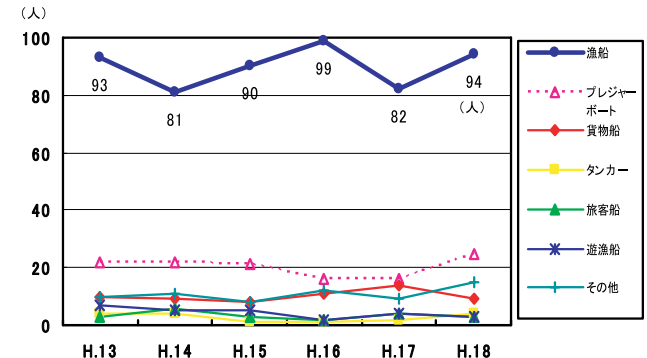
重大な労災と位置づけられる漁船の海難及び海中転落などの人身事故による死亡・行方不明者は、近年、年間約150名程度で推移しており、全船舶の海難及び人身事故による死亡・行方不明者のうち、いずれも漁船の割合は、半数以上で最も多い状況にあります。

このような状況から、漁業者自らが漁船事故防止に向けた取組を実施していく必要があり、平成19年度において、

○ 船舶海難による用差別死者・行方不明者数の推移



○ 船舶における人身事故による用差別死者・行方不明者数の推移



最近の漁船海難事故事例

漁船第七千代丸の岩礁乗撞事故

(事故の概要)
 さんま漁船「第七千代丸」
 総トン数 198トン
 乗組員 16名

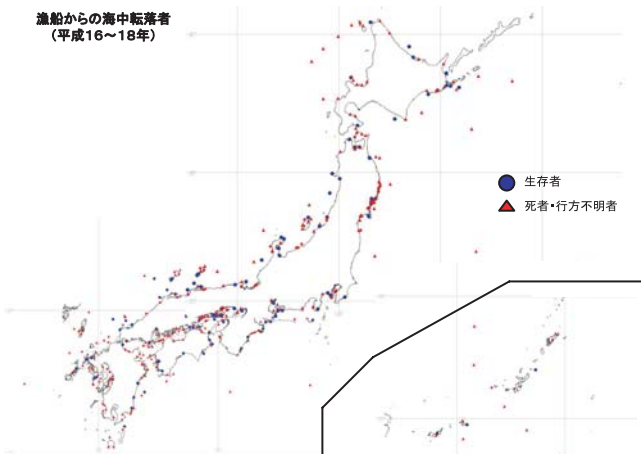
平成18年10月6日、岩手県宮古港東方約300キロメートルの漁場から水揚げのため宮城県女川港に向け航行中、同港沖合で高波を被って機関が停止し、航行不能のまま陸棚に乗り揚げた。
 乗組の結果、乗組員16名全員が死亡又は行方不明となった。
 本件については、重大海難事件に指定し、現在、仙台地方海難審判理事所が調査中である。

マグロ漁船と貨物フェリーの衝突事故

(事故の概要)
 マグロ延縄漁船「幸志丸」
 総トン数 9.1トン

平成18年2月9日午前10時頃、鹿児島県種子島東方沖、投網を終了し漂泊中の漁船船体中央部に大型船が衝突し、大型船は、北東方向へそのまま航行を続けた。
 海上保安庁の遊積船及び航空機にて捜索を実施し、漁船は船底を海面に出した状態で、捜索中の岸壁に発見された。
 その後、救命救急にて高波のとき、捜索中の遊積船の搭載機「きんこう」により12日午前10時16分発見、無事救助された。

漁船からの海中転落者
 (平成16～18年)



①漁船安全操業に関する漁業者意識の向上、②ライフジャケット着用率向上による事故発生の減少、③安全操業の徹底による漁船海難発生の減少を目的とする「全国漁船安全操業推進月間」を全国一斉に展開し、漁業者及び漁業関係者に対して、効果的な事故防止キャンペーンを実施しました。

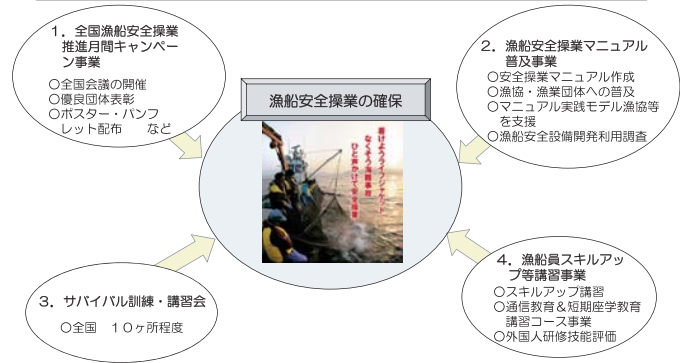
また、平成20年度においては、この枠組みを新規・拡充予算である「漁船安全操業対策事業（平成20年度概算決定額:33百万円）」を活用し、この枠組みを更に拡大・発展させていくこととしています。水産庁としては、今後も漁業者自らによる漁船安全操業の取組について支援を行っていく考えです。

3 おわりに

安全な労働環境を確保することは、産業政策の基本です。自分の生命に危険のある職業には、誰も就こうとは思いません。また、一度事故が発生すれば、漁業経営にも大きな影響を与えることになります。漁業の労働環境を改善し、

誰もが安心して漁業に就業又は参入してもらえる環境を整備することは、産業の持続的発展を図る上で極めて重要です。それができて、初めて、将来にわたって持続的に国民への水産物の安定供給を実現することが可能になると考えています。

漁船海難及び人身事故防止のための「漁船安全操業対策事業」の概要



○漁業法等法改正の具体的な施行内容について

我が国水産業につきましては、国民に対して、国民の健全な食生活に求められる水産物を安定的に供給するという極めて重要な役割を担っています。しかしながら、現在、水産業については、全般的に水産資源の状況の悪化が進行するほか、我が国漁業における就業者の減少・高齢化により生産構造が脆弱化しています。一方では、世界的には水産物需要の高まりが見られるなど、かつてない情勢の変化が進み、まさに今、水産政策は早急に解決すべき新たな課題に直面していると言えます。

このような状況に対処するため、昨年（平成19年）の第166回通常国会において、漁船漁業の構造改革を推進するとともに、密

漁の防止等漁業取締りを強化するための措置を講ずることをその内容とする「漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律」及び漁協系統及びその信用事業と一体となって信用補完を行う漁業信用基金協会について、経営及び事業の健全性を確保するための措置を講ずることをその内容とする「水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律」が成立し、両法ともに本年4月1日に施行されました。

本稿では、法改正に係る具体的な施行内容について解説していきます。

I 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行について

漁政部企画課

1 改正の内容

(1) 指定漁業の許可等の適格性要件の見直し（漁業法第57条関係）

指定漁業の許可又は起業の認可についての適格性要件につき、経営力のある担い手の確保を図るため、その申請に係る要件について、漁業を営むに足りる資本を有することに加え、その他の経理的基礎を有することを追加します。この改正規定については、平成22年4月1日が施行日と定められています。

(2) 試験研究又は新技術の企業化のための指定漁業の許可等の特例（漁業法第58条の2関係）

新たな技術革新や新規参入を促進するため、未利用資源の活用や、省人・省コスト化、省エネ化等漁業生産力の発展に特に寄与すると認められる試験研究又は新技術の企業化を行い漁業を営もうとする者について、他の新規参入者に優先して指定漁業の許可等を行うこととしま

した。

また、新技術の企業化に成功し、現に指定漁業の許可を受けて操業している実績者と同程度の漁獲量を確保することができること等の要件を満たす漁業者については、直近の許可等の手続において実績者として取り扱うこととしました。

当該法改正を受け、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）において、漁業生産力の発展に特に寄与すると農林水産大臣が認める試験研究又は新技術の企業化の認定制度及び当該認定を受けて指定漁業の許可を受けた者が実績者と取り扱われる場合の同程度の基準について手当てをしました。

(3) 漁業調整に関する罰則の強化（漁業法第65条、水産資源保護法第4条関係）

漁業及び水産資源管理上重要な水産動植物に関する密漁の抑止等を図るため、農林水産省令又は都道府県規則

において禁止し、又は許可制とした特定の漁業について、これらに違反した無許可操業についての罰則を懲役3年、罰金200万円以下に引き上げることとしました。

当該法改正を受け、漁業法に基づく各種の省令において罰則引き上げの対象となる条項について、所要の手当てをしました。

(4) 漁業監督吏員の権限行使区域の見直し（第74条の2、第74条の3関係）

漁業犯罪に関する捜査の円滑化を図るため、国の職員である漁業監督官と都道府県の職員である漁業監督吏員について、特定の事件について司法警察員として捜査を行う上で特に必要がある場合において、農林水産大臣と都道府県知事が相互に協力要請ができることとしまし

た。

また、漁業監督吏員については、漁業監督官に協力する場合以外であっても、捜査のため必要がある場合において、農林水産大臣の許可を受けたときは、その所属する都道府県の区域外においてもその職務を行うことを可能としました。

2 おわりに

今回の法改正については、本年4月1日（一部は平成22年4月1日）より施行されていますが、国、各都道府県、各浜々が一体となって法改正の内容を着実に実施していくためにも、関係の皆様のご協力とご理解をお願いする次第です。

II 漁協における組合員資格審査の適正化について（「定款付属書組合員資格審査規程例」のポイント）

漁政部水産経営課

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（平成19年法律第78号。以下「改正法」という。）が本年4月1日に施行され、全ての漁協は、「組合員たる資格及びその審査の方法」を定款に記載しなければならないこととされています。具体的な記載事項については、大臣が定める模範定款例の一部として「定款付属書組合員資格審査規程例」が定められておりますので、本稿ではそのポイントについて御説明します。

なお、改正法の附則において、組合員資格及び審査方法の定款への記載については平成21年4月1日を期限とする経過措置を置いており、同日までに総会の特別決議、行政庁の認可等所要の手続を経て定款変更を行うことが必要です。

1 組合員資格審査委員会について

組合員及び組合員になろうとする者について、組合員の資格を審査し、理事会（経営管理委員会を置く漁協にあっては、経営管理委員会）に意見を述べる「組合員資格審査委員会（以下単に「委員会」という。）」を各漁協に置くこととされています。委員会は、組合員の資格の有無について意見を述べますが、資格の異動等の決定の権限は理事会にあり、理事会の決定に基づき組合長等の代表理事が執行することとされています。

委員会は、特定の種類の漁業を代表する者、地区を代表する者、学識経験がある者、公益を代表する者の区分からそれぞれ各組合が定める人数以上を組合長が委嘱することとされています。

また、委員会は、年に1回、定例として開催することとされていますが、組合員から資格の有無の決定について異議があった場合には、再審査のための委員会を開催することとされています。

2 組合員資格審査の基準について

委員会は、個人漁業者の漁業を営む日数、漁業従事者の従事日数、個人又は法人の住所等について審査を行います。このうち、漁業を営む日数及び漁業従事日数については、次のように算定することとされています。

第一に、漁業（養殖業を除く。）を営む日数については、所属する漁協又は他の漁協の水揚げ切書又は市場の売上伝票等で確認される水揚げ日数により算定します。養殖業を営む日数については、養殖日誌等で確認される経営日数により算定します。このとき、漁業と養殖業を併せて営む者については、それぞれの経営日数を合算して算定します。また、個人漁業者の水揚げ金額が正組合員の平均的な年間水揚げ金額の8割を超える場合には、当該個人漁業者は定款で定める日数要件を満たすものとして算定できます。さらに、漁業の準備行為や漁具の後始末等にかかる日数を一定程度加算できます。

第二に、漁業従事者の従事日数については、当該漁業従事者を雇用している者による就労証明書や給与支払証明書等により確認できる日数により算定します。また、家族である個人漁業者と共同して漁業に従事する者については、当該家族である個人漁業者に雇用されているものとみなします。この場合でも、当該家族である個人漁業者が証明書類を発行することが必要です。

最後に、資源管理規程等に基づく休漁日数、悪天候や事故等によりやむを得ず操業等を中止した日数については、経営日数及び従事日数にそれぞれ加えることができます。

3 一時的に漁業を営むことができなくなった者の特例

疾病により長期にわたって漁業経営や漁業への従事ができなくなった者であって、治癒後は引き続き漁業を経営し又は漁業に従事することが確実に認められる者は、疾病の生じた年度の翌年度に限り、引き続き組合員資格（正組合員・准組合員）を有するものとみなすことができます。

漁協又は連合会の常勤役員に就任した者については、退任後漁業を経営し又は漁業に従事することが確実に認められれば、就任の翌年度から任期の終わる日の属する年度までは、引き続き組合員資格を有するものとみなすことができます。ただし、再任の場合は除きます。

○サンゴ増養殖技術の開発について

漁港漁場整備部整備課

1 サンゴ礁の機能と現状、サンゴ再生に向けた取組

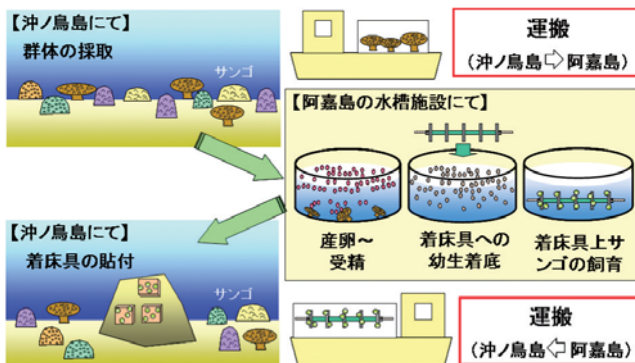
今年2008年は国際サンゴ礁年です。10年ぶりに国際サンゴ礁年となる今年、産官学の各分野で、サンゴに対する関心が高まっています。

サンゴ礁には多様な水産動植物が生息し、刺網、定置網、採貝などさまざまな漁業が営まれる豊かな漁場を形成します。また、陸上から流入する栄養塩類や有機物が取り込まれることによる環境浄化機能、津波や台風などの高波浪から海岸をまもる自然の防波堤としての防災機能、さらにサンゴの骨格の破片が砂として供給され島を形成する国土保全の働きもあります。加えて、美しいサンゴ礁の景観は、海水浴やダイビングなどの観光業においても重要な役割を果たしています。

しかし近年、高水温など海の変化、オニヒトデによる食害、赤土や沿岸開発などさまざまな原因によるサンゴ礁の衰退が問題となっています。とくに、1998年には世界的に大規模な白化現象が発生し、日本のサンゴ礁の多くも影響を受けました。

このような状況のなか、行政、民間企業、NPO、漁協などが中心となって、サンゴ礁の再生へ向けた取組が行われています。これらの取組の多くは、折れたサンゴの断片を拾って陸上水槽で養殖したのち海域に移植する無性生殖によるものです。一方、サンゴの受精卵を集めて稚サンゴまで育て移植する有性生殖による方法は、その種苗生産技術にかかる知見が世界レベルでも未だ乏しく、実海域における技術開発が期待されています。

そこで、水産庁では、平成18年度から平成20年度まで「生育環境が厳しい条件化における増養殖技術開発調査事業」において、サンゴを卵から育てる種苗生産、移植技術の開発に取り組んでいます。本調査では、水産資源の有効利用を図る上で重要な役割を果たすとともに、孤立性が高くサンゴの減少が危惧されている「沖ノ鳥島」を調査フィールドとして選定し、広くその他の海域にも適用できるサンゴ増養殖手法の開発を目指しています。



2 沖ノ鳥島サンゴの種苗生産、今後の課題

これまで平成18年5月と8月、平成19年5月と7月の計4回、いずれも約1ヶ月間、沖ノ鳥島にて現地調査を行いました。沖ノ鳥島での現地調査では、礁内環境調査、サンゴの分布・生態調査とあわせて、現地から親サンゴ、調査

時に産卵した受精卵を採取し、沖ノ鳥島から約1,100km離れた沖縄県座間味村阿嘉島の飼育水槽へ運搬しました。

親サンゴを一度採取すれば、年に一度の産卵の度に大量の卵を確保することができます。しかし、サンゴは環境の変化にストレスを受けて産卵しないこともある繊細な生物で、親サンゴの長期飼育が一つの課題となります。また、親サンゴが無事に産卵し、受精卵を得たあとも、受精卵をうまく着生させ、稚サンゴを飼育することができるか、水質、水温、水流、光量の管理や受精卵の着生を助けるための着床具などの工夫が必要です。これまでの本調査で、平成19年6月にミドリイシ類が一斉産卵を迎え、大量の受精卵の着生に成功しました。その後現在も沖ノ鳥島の親サンゴから生まれた稚サンゴは、阿嘉島の飼育水槽で順調に育っています。

そして今年、本調査は最終年を迎え、親サンゴ、稚サンゴをすべて沖ノ鳥島へ里帰りさせます。具体的には、平成20年4月後半から沖ノ鳥島現地調査を行い、数万個の稚サンゴを沖ノ鳥島海底に移植し、あわせて育成状況のモニタリングを行っていく予定です。

引き続き、他のサンゴの属、種についての種苗生産技術や移植方法の検討など、より実海域で適用可能なサンゴ増養殖技術の開発を目指し、将来的には、国内外の亜熱帯・熱帯海域におけるサンゴ礁回復に活用したいと考えています。



図1：親サンゴ産卵の様子（阿嘉島飼育水槽内）

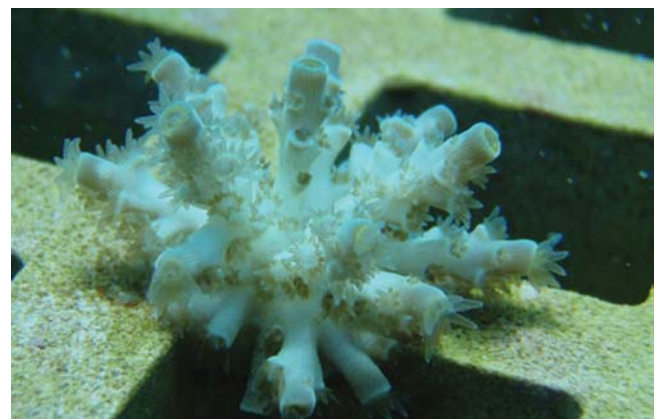


図2：1～2センチの大きさに育った稚サンゴ

○国際捕鯨委員会(IWC)の将来に関する中間会合の結果について

資源管理部遠洋課

1 IWCにおける「対話の道」を探るため初の会合を開催

3月6日から8日にかけて、「国際捕鯨委員会（IWC）の将来に関する中間会合」が英国のヒースローで開催されました。IWCでは、我が国のように鯨類を食料資源として持続的に利用すべきと考える「持続的利用支持国」と鯨類を完全な保護の対象と位置付け、商業的な捕鯨を認めないとする「反捕鯨国」の勢力が拮抗し、双方が十分な対話を行うことなく、どちらの側の票数が多いかを競い合い、感情的な対立が深まるという悪循環に陥っています。このような状況に直面した加盟国の中で「IWCの将来」自体が憂慮されることになったことを受け、双方が立場の違いを乗り越え、IWCにおける円滑な対話と交渉を進めるための方策を見出すことを目的にホガース議長（米）のリーダーシップの下、今回の中間会合が開催されました。IWCがこのような会合を開催するのは初めてのことです。

会議には、IWC加盟78か国のうちの54か国、国際機関5機関の他、NGO35団体が出席しました。我が国からは、中前明水産庁次長、森下文二漁業交渉官、鈴木亮太郎外務省経済局漁業室長ほかの政府関係者等が出席しました。

2 結果の概要

(1) IWCにおける信頼の再構築、議論・交渉のためのアプローチの改善

困難な国際交渉にあたった経験の有する外部専門家（ハーバード大学ケネディスクール ジュマ教授他2名）からのアドバイスを聴取しつつ、IWCの議事進行のあり方について検討した結果、主に次のような改善策が挙げられました。

○IWCの意思決定にあたっては、安易に投票に持ち込まず、対話・交渉を継続し、コンセンサスを目指すべき。

○十分な時間的余裕をもって提案の内容を各国に周知すべき。

○小グループによる交渉を活用すべき。

○科学委員会の後、年次会合が開催されるまでの期間を十分にとるべき（各国の代表団が、科学委員会の結果を十分理解した上で年次会合に臨むため）

(2) シーシェパードによる調査妨害行為について

南極海における鯨類捕獲調査に従事する日本船に対し、反捕鯨団体シーシェパードが危険な妨害行為を行い、3名の負傷者が発生したことに関し、我が国から、そのような妨害は海上におけるテロ行為・犯罪行為であり、厳しく糾弾されるべきであり、IWCとして、声明を出すべきことを提案した結果、全会一致でシーシェパードを名指して非難する声明が採択されました。これを受け、各国はこのような危険な活動を防止するため、国際法及び国内法に基づき協力して対処することになりました。

3 IWCにおける対立を乗り越えて

中間会合の結果については、後日、ホガース議長（米国）が議長報告を作成し、本年6月にチリ（サンチアゴ）で開催されるIWC第60回年次会合での議事を円滑に進めるために活用されることになりました。我が国は、IWCの副議長国であり、ホガース議長によるIWCでの対話の道を探る努力をサポートすると同時に、他の国とも連携しつつ、科学的根拠に基づく鯨類資源の持続的利用、商業捕鯨再開を粘り強く主張することとしています。

○マグロ類RFMO議長会議の結果について

資源管理部国際課

1 マグロ類RFMO議長会議の開催

この会議は、昨年1月に神戸で開催されたマグロ類RFMO合同会合での合意に従い、合同会合で採択された「行動方針」の各RFMOでの実施状況について、レビューし、提言を行うことを目的として開催されたものです。会議には5つのマグロ類RFMOから議長、事務局長等（計15名）が出席し、我が国からは合同会合の議長として宮原沿岸沖合課長が参加しました。会議は、2008年2月5、6日に、サンフランシスコ（米国）で開催されました。

2 結果の概要

会議では、「行動方針」で特定された重要課題のうち、監視取締の強化やIUU漁業対策については一定の進展が見られる一方で、必ずしも議論が前進していない分野もある

ことが認識されました。出席者の間で問題意識が共有された点は、以下の通りです。

(1) 科学的勧告に沿った保存管理措置の導入

多くのRFMOにおいて、必ずしも科学的勧告に沿った保存管理措置が導入されていないことについて強い危機感が共有され、科学的勧告に沿った保存管理措置の重要性が確認されるとともに、各RFMOは、導入された保存管理措置の根拠を対外的にきちんと説明すべきことが提言されました。

(2) 貿易追跡措置

漁獲証明制度（CDS）が、資源管理に関する情報収集の有効な手段であり、これが導入されることが望ましいこ

と等が確認された一方で、CDSの導入には実行上の問題があることも認識され、各RFMOに対してCDSの導入に向けてさらに検討を進めることが提言されました。

(3) 統一登録漁船リスト

マグロ類RFMOの統一ウェブサイトであるtuna-orgにおいて、全てのマグロ類RFMOの登録漁船リストが入手可能であることが確認されました。他方で、既存の各RFMOの登録漁船リストに関し、「実操業漁船」についての情報収集の強化や、IUU漁船の認定手続きのRFMO間での統一について、検討すべきことが提言されました。

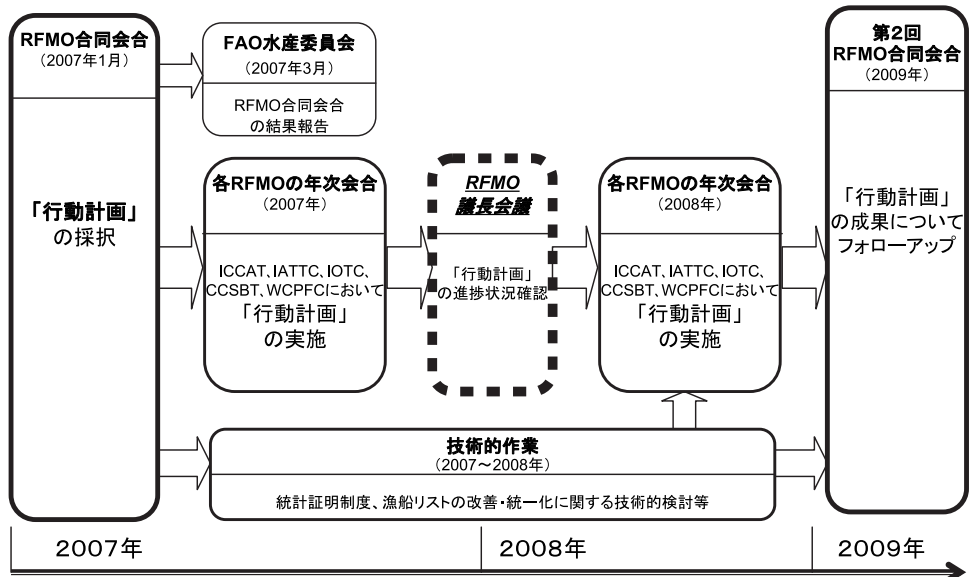
(4) 取締措置

特にRFMOの加盟国による保存管理措置の遵守状況についての懸念が共有され、各国の遵守を促すために、違反に対し適切な罰則を科すべきことが強調されました。

以上のような議論を踏まえ、2009年に欧州で開催すること

が予定されている第2回マグロ類RFMO合同会合に向け、各RFMOが「行動方針」を適切に実施していくこと、今次議長会議の出席者がこの会議の結果について各RFMOできちんと報告し、「行動方針」の実施の重要性を改めて強調していくこととなりました。

神戸会合で採択された活動計画



回遊魚

那珂湊のこと、気仙沼のこと

唐突ですが、私はこれまで市町村に二度出向させていただいた。茨城県那珂湊市(今は隣の勝田市と合併して「ひたちなか市」となっている)と宮城県気仙沼市の二カ所である。県や他機関への出向が二カ所になる方はおられようが、市役所への出向が二度に渡る者は水産庁内にいないはず(おそらく)。ということで、趣味の世界や確たる生活習慣を持たず、蘊蓄の蓄積も無い私としては、この経験譚を書かせていただきたい。

那珂湊も気仙沼も公私共にすばらしい経験をさせてもらった。子供の年齢で赴任の時期を量ると、那珂湊は上の子が幼稚園、気仙沼は同じく中学2年であり、今思うと両方の出向時期は随分開いていたが、双方、印象が強烈なせい、東京で仕事をしている時よりも記憶が遙かに深い。

幸いにして二度の出向に際してはいずれも家族を連れて行くことができた。このことは私にとっても家族にとっても「正解」であり、特にその存在は、学校行事や父兄の集まり、自治会行事などを通して周りの人たちとのつながりをいやがうえにも太くする。おかげで女房は両市ともに「ママさんバレー」でストレスを発散し(那珂湊では市内の大会で優勝したことを、この際女房のために付け加えておきましょう。)、親父は親父で人生数年(?)分に匹敵する酒を、出向期間中一気にまとめ飲みすることとなり、子供たちも(さすがに那珂湊では小さすぎたが)地域の友人たちとはいまだにメールを交換する仲を維持している。

仕事も非常におもしろかった。那珂湊では、漁協合併のために組合長宅でミカンを食べながら話込み、漁船誘致のために市場の役員とカツオ船主宅を周り(二日目以降は二日酔いの体で)、県内外の各地で地域の特産品を売り歩いたりしたし、気仙沼ではマグロの国際減船の始末に歩いたり、地域初の国際会議開催に奔走したりと、まさに紛れもない「現場」であったことから、「頭」より「体」を先行させる職場で、「体」が好きな私としては申し分のない所であった。しかし、実は、こういった地域での仕事を通じて私が得た最大の収穫は、個々の仕事の中身というより、仕事をする上で大切な「現場の力」ではなかったかと密かに思っている。仕事をする上でその対象者(市民)の反応を目の当たりにすることは、怖くもあるがうれしいことでもあり、当然、先方の好意的な反応を見れば不思議に力がみなぎる。こういった感覚は現場から遠ければ遠いほど味わえない感覚であり、特に、最終ユーザーが遙か彼方にある霞ヶ関ではなかなか味わえるものではない。人のやる気や前へ向かう力は、第三者からの批判や中間に位置する人間の叱咤激励だけではなかなか出るものではないが、現場の顧客(市民)の声は、不思議にそのエネルギーを持っているものだ。なにやら、量販店の販売員向けの訓辞めいた話だが、燃油高騰のせい、時々、体内燃料の切れかかる私は、どこかでもう一度、こういった声を拾って燃料補給出来ないかと考える日々を過ごしている。



資源管理部管理課 資源管理推進室長 内海 和彦

発表年月日	発表事項名	担当課
H20.3.3	瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催について	管理課
H20.3.3	平成19年度大型クラゲ対策全国協議会の開催について	研究指導課
H20.3.4	国際捕鯨委員会（IWC）の将来に関する中間会合の開催について	遠洋課
H20.3.4	全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）特別会合の開催について	国際課
H20.3.4	平成19年度第3回農林水産省政策評価会水産庁専門部会の開催について	漁政課
H20.3.5	太平洋広域漁業調整委員会の開催について	管理課
H20.3.5	第6回アサリ資源全国協議会の開催について	研究指導課
H20.3.6	日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催について	管理課
H20.3.6	平成20年2月の日本海高波浪に関する技術検討委員会（第1回）の開催について	整備課
H20.3.8	全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）特別会合の結果について	国際課
H20.3.10	国際捕鯨委員会（IWC）の将来に関する中間会合の結果について	遠洋課
H20.3.10	水産政策審議会第22回企画部会の結果について	企画課
H20.3.10	水産政策審議会第36回資源管理分科会の結果について	漁政課
H20.3.10	瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について	管理課
H20.3.10	第1回労働居住環境向上のための漁船設備改善設計審査委員会の開催について	管理課
H20.3.11	磯焼け対策全国協議会シンポジウム「藻場を見守り育てる知恵と技術」の開催について	整備課
H20.3.11	第2回漁港漁村関係海岸・防災・災害対策実務者セミナーの開催について	防災漁村課
H20.3.11	平成19年度大型クラゲ対策全国協議会の結果について	研究指導課
H20.3.12	第2回原油価格高騰等の漁業をめぐる状況変化への理解醸成のための協議会の開催について	加工流通課
H20.3.12	第6回アサリ資源全国協議会の結果について	研究指導課
H20.3.13	太平洋広域漁業調整委員会の結果について	管理課
H20.3.14	韓国はえ縄漁船の拿捕について	管理課
H20.3.14	高波発生メカニズム共有化に関するWGの設立及び第1回WGの開催について	整備課
H20.3.14	第19回海区漁業調整委員会選挙の標語募集について	沿岸沖合課
H20.3.14	第1回労働居住環境向上のための漁船設備改善設計審査委員会の結果について	管理課
H20.3.14	日ロさけ・ます漁業交渉の開催について	国際課
H20.3.14	日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について	管理課
H20.3.18	有明海及び八代海を再生するための特別措置法に基づく促進協議会幹事会の結果について	漁場資源課
H20.3.21	大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）東大西洋クロマグロ関係者会合の開催について	国際課
H20.3.21	平成19年度第2回対馬暖流系アジ・サバ・イワシ長期漁海況予報漁海況予報	漁場資源課
H20.3.24	日ロ漁業合同委員会第24回会議の結果について	国際課
H20.3.25	平成19年度第3回太平洋イワシ・アジ・サバ等長期漁海況予報	漁場資源課
H20.3.27	大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）東大西洋クロマグロ関係者会合の結果について	国際課
H20.3.28	資源回復計画（京都府海域底びき網漁業と定置網漁業（全国初））の作成について	管理課
H20.3.28	有明海ガザミ資源回復計画の作成について	管理課
H20.3.31	長崎県橘（タチバナ）湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画の作成について	管理課
H20.3.31	平成19年度事業評価（水産基盤整備事業等）の結果について	計画課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階
代表 03-3502-8111（内線6505）
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>